

壺切御剣は、明治三十三年（一九〇〇）制定の『皇室婚嫁令』（同四十三年部分改定し『皇室親族令』に吸収）をみると、細則の付式「皇太子成婚式」の「賢所告成約ノ儀」と「賢所大前成婚礼ノ儀」に、  
皇太子着座、東宮侍從壺切御剣を奉じ外陣二候ス。

と明文化されている。今回の皇太子徳仁親王殿下の御成婚儀に際しても、これが恭々しく捧持されたことは申すまでもない。

ただ、この御剣を直接的に扱った研究は極めて少なく、管見の限り松浦辰男氏「壺切御剣之事」（明治二十四年『史学雑誌』第一九号所載）という短文があるにすぎない。そのために、依然として不明な点が多く、たとえば『国史大辞典』第九卷（昭和六十三年刊）をみても、黛弘道氏が次のような書き方をしておられる（後述の便宜上、①～④の番号と一部に傍点を加えた）。

「つぼきりのたち 壺切太刀 皇太子相伝の太刀。①もと漢の張良の剣といふ説は取るに足りないが、そのほかにも藤原長良・同良房・同基経らの剣とする諸説があつて一定しない。いずれにせよ藤原氏が自氏出身の皇太子の地位を安定させるため、皇位のしるしの神

### ■エッセイ特集「日記について」

歴史読本特別増刊『日本「日記」総覧』（新人物往来社、平成6年4月）所載

## 「壺切御剣」に関する御記逸文

功いさお所ところ（京都産業大学教授）



剣に倣って設けたものであろう。②『西宮記』によれば、延喜四年（九〇四）醍醐天皇は保明親王を皇太子に立てる際、わが立太子のはじめ、父多天皇からこの剣を賜わったので、今これを皇太子に賜うと仰せられた、という。これが事実なら、醍醐天皇立太子の寛平五年（八九三）創設されたことになる。③代々の皇太子のうち、小一条院には道長が妨げて献らなかつたという。④承久の乱のち一時所在を失ったが、正嘉二年（一二五八）後深草天皇の皇弟恒仁親王（龜山天皇）の立太子の際、勝光明院の宝蔵から出現したので、後深草天皇立太子の折に用いた新造の太刀を廃し、再び旧来のものを用いることとし、以来今日に及ぶという。」

### 寛平御記にみえる名剣「壺切」

右の解説は、各々どのような論拠があり、それは妥当かどうか、検討を加えてみたい。まず①に関しては、確かに古来諸説ある。漢代の名将張良ゆかりの剣という説は、『江談抄』卷三（雑事）の「劔 壺切」条に、  
（大江匡房）被命云、壺切ハ昔名将劔也。（漢）張良劔云々、雄劔ト云、僻事也云々。（小野宮）資仲所説也。

とみえ、また併せて平安中期に小野宮資仲が「僻事也」と否定していたことも判る。

一方「藤原長良・同良房・同基経らの剣とする諸説」は、滋野井公麗の『禁秘御抄階梯』の「宝劔神靈」条に「按壺切者……長良公劔（忠仁公兄。花園院御記）、忠仁公（良房）劔（寛平御記）、昭宣公（基経）劔（顕兼卿抄）」と記されている。

このうち（イ）長良の剣とする説は、『花園院御記』によるというが、現行刊本（列聖全集・史料大成・史料纂集）を電覧する限り該当記事は見当たらない。ただ、松浦氏の前掲論文には、「野宮定基卿の抄物ならん」とみられる『有職抄』の「正和二年十月十四日花園院の宸記に云、壺切御劔、最初長良中納言の劔也。」との記事を引いているが、同氏も「伏見宮御蔵本の（花園院）宸記正和二年の条を拝観するに……所見なし。……蓋し其御別録なるべし。」と断っている。

つぎに（ロ）良房の剣とする説は、確かに『寛平御記』にみえる。しかも、それは『西宮記』臨時「東宮行啓」条の勅物（神道大系本六二三頁）および『扶桑略記』仁和四年（寛平元年正月十八日）に引かれている次のような逸文である。（引用は前者に拠り、後者

との校異を傍注した。「」内は原割注、「（」内は私註。尚、前者の底本は「元」「土」を「九」「去」に作るが、前田家卷子本裏書で改めた。後者は「納室」の次「件事仰別当給子云々」に作り、末尾八字なし。）

寛平元年正月（十八日）御記云、太政大臣（基経）奏云、昔臣父有名劔。世伝壺切壺切。但、有二名。田邑（文徳）天皇喚一件劔。實陰陽師、即為厭法埋土。于時帝崩、陰陽師逃亡。是見鬼者也。而不レ知劔所在。彼陰陽師居神泉苑。爰推レ量其所、掘竟得此劔。按所着劔令覽者是也。光彩電耀、目驚霜刃。還納室云々。令候東宮劔、如此歟。

この宇多天皇御記逸文にみえる太政大臣藤原基経の奏言によれば、かつて基経の「父」が世に「壺切」と伝えられる名剣を有していた。しかし、文徳天皇がその剣を召され、陰陽師に賜わると、その陰陽師は病気の鬼を追

い払う厭法（まじない）のため、それを土中に埋めた。しかも、その効験なく天安二年（八五八）文徳天皇が崩御されると、陰陽師は逃亡してしまつた。そこで、剣の所在を探し、そこを掘り求めて剣を見つけた。そ

れを抜いて、よく見たところ、驚くほど光り耀いたので、帰って室に納めたという。「（今）東宮に候せしめる劔は、かくのごときものか」との末尾八字は後補かもしれないが、ともかくこれで名剣の「壺切」は基経の「父」のものだったことは判る。ただ、その父を実父の長良と解すれば（イ）説となり、養父の良房と解すれば（ロ）説となるが、文徳天皇の後見は外従兄の太政大臣良房であったから、後説と考えた方がよいであろう。

なお、（ハ）基経の剣とする説は、「顕兼卿抄」によるというが、一名「顕兼卿抄」と称する源頼兼の『古事談』には何も記されていない。これはおそらく著者未詳の『続古事談』巻一（王道后宮）に「東宮ノ御マモリ、ツボキリト云大刀ハ、昭宣公（基経）ノ大刀也。」とみえる説を指すのであろうが、本書には後述のごとく誤伝がみられ、これも前掲の御記逸文の誤読かと思われる。

このように見てくると、壺切御剣は、基経の「父」のものと伝える『西宮記』『扶桑略記』所引の『寛平御記』逸文により、その父を養父良房と解するのが最も妥当であろう。とすれば、明証を欠くが、これは黛氏も推測されるごとく「藤原氏が自氏出身の皇太子の

地位を安定させるため、もと初代摂政良房の所持していた名剣を「皇位のしるしの神剣に倣って」皇太子相伝の護身刀とすべく、外孫にあたる清和天皇の御代に献上したものであろう(論拠後述)と考えられる。

### 延喜御記にみえる御剣「切壺」

ついで②に関しては、黛氏が『西宮記』によれば……と記されるけれども、厳密にいえば『西宮記』正月「大臣召」条の勅物(神道大系本八〇頁)と『扶桑略記』延喜四年二月十日条に引かれている、次のような醍醐天皇御記の逸文による説明である。(引用は詳文の前による。後者と符合しない所が多いけれども、前者の文脈に沿いながら少し校異を傍注した。)

召左大臣(時平)仰立太子宣命旨……左大臣告曰、貞観故事有御剣(聞其使、以山陰朝臣為之。云々。吾又次為太子)初日、帝(宇多天皇)賜朕御剣(名号切壺)。遙存心、因以之告大將(定国)。則使左近少將定方持切壺、賜皇太子曰、吾為太子初、天皇賜此劍。故以賜之。定方奏復命、賜祿一襲。これを前掲の寛平御記と重ねて考えれば、

次のごとく解釈できよう。延喜四年(九〇四)、保明親王(基経女の所生、二歳)立太子の日、まず(イ)、左大臣時平(基経男)が、すでに三十年前(貞観時代、おそらく貞観十一年(八六九)、清和天皇の皇太子として貞明親王(陽成天皇、長良女の所生、二歳)を立てるにあたり、摂政良房が所持していた名剣「切壺」を、右近衛少将藤原藤原高平に献上した、との「故事」を醍醐天皇に申し上げたようである。

ついで(ロ)によれば、醍醐天皇(藤原高平女所生)は、御自身が皇太子に立てられた寛平五年(八九三)四月十四日、宇多天皇から「切壺」と号する御剣を賜った。さらに(ハ)のごとく、今回その旨を右近衛大將兼春宮大夫の藤原定国(天皇の外従兄)に告げ、その弟の左近衛少將定方に「切壺」を持たせ、それを前例のごとく皇太子保明親王に賜ったというのである。

前引の延喜御記をこのように解釈してよいとすれば、(イ)「切壺」御剣が藤原良房から献上されたのは、貞観年間(おそらく十一年「立太子の際」)だけでも、(ロ)それを天皇から皇太子に相伝すべきものとして授けられたのは、寛平五年の立太子時が最初であり、

(ハ)それを承けて、延喜四年の立太子に際し「切壺」を皇太子に賜わり、以後それが段々と慣例になったのであろう。

### 平安中期以降の御剣相伝記録

そこで、続く③のような伝来事情については、関係史料を確かめておきたい。念のために、前掲の寛平御記や延喜御記を勅物に引く『西宮記』現行本の本文や、藤原公任の『北山抄』立太子事(神道大系本二四六頁)には、切壺御剣のことが見あたらない。しかし、延喜以降の立太子関係記録には、この御剣相伝の状況が散見する。

たとえば、『小右記』逸文(『御脱履記』所引)の永観二年(九八四)九月九日条に「被遣御剣(号切壺)云々」於青宮(懐仁親王)。御使右近少将信輔、有被物(白合掛)。信輔朝臣自持御剣(参彼宮)。とみえ、花山天皇の皇太子懐仁親王(一条天皇)に切壺御剣が授けられたことは間違いない。また『御堂関白記』の寛弘八年(一〇一一)十月十日条に「従内裏(三条天皇)東宮(敦成親王)被渡流代御剣……」とみえるから、当時この御剣は皇太子が代々相伝すべきものと認識されていた筈である。

ところが、長和五年(一〇一六)一月、後一条天皇の皇太子に敦明親王(藤原濟時女所生)が立てられると、かねてより敦良親王(道長女所生)の立太子を望んでいた摂政道長は、この御剣を敦明皇太子(小一条院)に渡さなかつたらしく、その一年八月後、敦明親王から敦良親王への皇太子位交替が実現するに及び、ようやく御剣の相伝を認めたとである。そのいきさつは、『左経記』寛仁元年(一〇一七)八月二十三日条に、

被渡壺切御剣於東宮。件劍、須御讓位後被渡東宮也。而有事障、于今未被渡置納殿。此間東宮(敦明親王)辭退後、今日被渡斯宮(敦良親王)頗似有靈感。

とみえるが、『御堂関白記』同日条には「従内御劍渡。件御劍、代々物也。而未渡前坊(敦明親王)候大内也。……勅使御前持来、大夫取之奉、余(道長)伝取置枕上」と記すのみである。ちなみに、『江談抄』第三(雜事)と『続古事談』卷一(王道后宮)には、藤原氏と外戚関係のない後三条天皇は、後冷泉天皇の皇太子に立てられてから二十余年間、藤原氏に反対されて壺切御剣を渡してもらえず、即位後に進られたと伝える。しか

し、これが事実ではなく、立太子時に相伝されていたことは、つとに、星野恒氏が『土右記』永承元年(一〇四八)十一月二十二日条に「御劍壺切前行」とみえることを指摘しておられる(『史学会雑誌』第九号、のち『史学叢説』第一所収)。当時すでに壺切御剣は「累代東宮渡物(『江談抄』)との通念が確立していたらしく、後三条天皇に仕え東宮学士でもあった大江匡房の『江家次第』卷十七「立太子事」(神道大系本七二七、八頁)には、次のごとく本文に明記されている。

被奉護身劍(壺切入錦袋。或御対面日被奉)。以頭中将若兼亮次將遣之。自持之参本宮、立便所令亮奏。亮婦来取之置御所。次亮取祿給勅使。……祿代々不同。……下庭再拜、帰参復命。なお、これより約一世紀後、政権は朝廷から幕府に移り、宮中の儀式行事も段々衰退を余儀なくされた。しかし、その存続に意を用いられた後鳥羽天皇は、『世俗淺深秘抄』下巻に「東宮護劍壺切、時給海浦有如龍摺貝、装束青滑革。此事不見諸家記。延久(後三条天皇)御記許被註此旨秘藏云々」と形

状まで記されており、また皇子の順徳天皇

も、『禁秘御抄』上巻の「宝劍神靈」条に、皇位のシンボル剣壺に続けて「御壺切、代々東宮宝物也。又時々在(公家)宮中……」と説明を加えておられる。

この後鳥羽・順徳両上皇が朝権回復のため企てられた承久の変(一二二二年)は失敗し、その混乱により壺切御剣も暫く行方不明となった(④)。そこで、寛元元年(一二四三)八月、久仁親王(後深草天皇)立太子の際には「壺切紛失之間、被渡他御劍」(『百練抄』)が、幸い正嘉二年(一二五八)八月、皇太弟恒仁親王(龜山天皇)の立太子に先立ち、鳥羽殿の勝光明院宝蔵から本来の御剣が出現したので、以後それを相承してきたという(『有職抄』「禁秘御抄階梯」など)。

一例をあげれば、『萬一記』に、正安三年(一三〇一)八月、富仁親王(花園天皇)立太子の際「被献御劍於青宮(壺切、代々儲皇御護劍也。此間被置仙洞。仍参萬里小路殿申出也。持参内裏……賜(勅使)俊言朝臣、入赤地錦袋。……」と記されている。

それ以降、立太子の儀も幾度か余儀なくされたが、壺切御剣は今なお「東宮宝物」として現皇太子に受け継がれたのである。